

## 令和5年度第1回岩手県障害者施策推進協議会 議事録

1 日時

令和5年11月20日(月)10時～11時30分

2 場所

エスポワールいわて3階特別会議室

3 開催方法

参集

4 出席者

【委員】14名中 7名出席

穂積千恵子 委員

最上一郎 委員

狩野徹 委員

伊藤昇 委員

時舘稔 委員

阿部徳乃 委員

野崎芳宏 委員(オンライン出席)

【事務局】

野原 勝 企画理事兼保健福祉部長

日向 秀樹 保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

内舘 健介 // 心の支援・療育担当課長

高橋 伸也 // 障がい福祉担当課長

佐藤 和子 // 特命課長(自殺総合対策)

今 静 // 主任主査

内藤 和宏 // 主任主査

田代 圭子 // 主任主査

野田 武寛 // 主任

千田 友輝 // 主事

5 傍聴者

一般 0人

報道 2人

〈会議録〉

## 1 開会

○事務局：

本日は御多忙のところ、令和5年度第1回岩手県障害者施策推進協議会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。皆様おそろいになりましたので、ただいまから、会議を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私は障がい保健福祉課障がい福祉担当課長の高橋と申します。進行を務めますので、よろしくお願いいたします。

なお本日の会議は、公開で開催いたします。御了承のほどお願い申し上げます。

まず、会議の成立について御報告申し上げます。

当協議会の委員14名のうち、本日ご出席の委員は7名となっており、岩手県障害者施策推進協議会条例第4条第2項の規定により、半数以上の定足数を満たしておりますので、会議が成立したことを御報告申し上げます。

会議に先立ちまして、野原企画理事兼保健福祉部長から御挨拶申し上げます。

## 2 あいさつ

○野原企画理事兼保健福祉部長

委員の皆様方におかれましては、御多用のところ本年度第1回となります岩手県障害者施策推進協議会に御出席、オンラインで御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、それぞれのお立場で、障がい者福祉の推進に御尽力、御支援いただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

さて、県ではいわて県民計画2019から2028におきまして、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指しまして、障がいのある方々が住み慣れた地域で安心して生活し、地域で活躍できるよう、障がいについての理解の促進や不利益な取扱いの解消、社会参加の促進などの取組を進めることとしているところでございます。

また、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、岩手県障がい者プランを策定いたしまして、このプランに基づいて各種の取組を進めているところでございます。

今年度、この障がい者プランが最終年度となりまして、今まさに次期プランの策定を進めているところでございます。

本日の協議会におきましては、議事として岩手県自殺対策アクションプランの素案について御報告させていただきますほか、次期障がい者計画素案について、御協議、御意見を賜ればと考えているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### 3 委員照会

#### ○事務局

次に委員の皆様を御紹介申し上げます。

(名簿順に委員を紹介)

次に、県の職員を御紹介いたします。

(野原企画理事ほか職員を紹介)

### 4 会長の選出

#### ○事務局

次に会長の選出ですが、委員改選後初めての協議会となりますので、条例第3条第1項の規定に基づき、互選により議長を務めていただく会長を選出していただく必要がございます。よろしければ事務局から提案させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、会長は岩手県立大学参与であり佐久大学人間福祉学部教授教授の狩野委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、会長は狩野委員にお願いいたします。

狩野委員におかれましては、会長席に御移動いただき、御挨拶をお願い申し上げます。

#### ○狩野会長

ただいま会長に選出させていただきました狩野です。よろしくお願いたします。

岩手県立大学参与となっておりますが、岩手県立大学と岩手県の色々な御配慮のおかげで、引き続き岩手県の仕事をさせていただくことになりました。所属としては、長野県にある佐久大学におりまして、今、長野と岩手を行ったり来たりしております。

こちらの岩手県障害者施策推進協議会の委員も長く務めさせていただいております。

どんどん世の中が厳しい状況になってくる中で、障がいのある方々が活躍できる、そして岩手県は幸福というキーワードをお持ちですので、この協議会における意見により、より良い岩手県となって行けるように努めていきたいと思っておりますので、皆様方の御協力よろしくお願いたします。

#### ○事務局

ありがとうございます。

次に会長職務代理者ですが、条例第3条第3項の規定により、会長が指名することとされておりますので、狩野会長に御指名をお願いいたします。

#### ○会長

はい。

本日欠席をされておるのですけれども、久保田委員にお願いしたいと思っております。

○事務局

ありがとうございます。

久保田委員は本日欠席されておりますので、後程事務局から御本人の御意向を確認し、異存がなければ、会長職務代理者は久保田委員にお願いしたいと思っております。

それでは議事に入ります。

条例第3条第2項の規定によりまして、会長が会議の議長となることとされておりますので、この後の進行は狩野会長にお願いすることとしておりますので、よろしく申し上げます。

○会長

それでは議事に入りたいと思っております。

では、(1)岩手県自殺対策アクションプラン素案について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料1に基づき説明

○会長

ただいまの説明に対し、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。はい、お願いします。

○時館委員

自殺者の中でLGBTを抱えた方はいらっしゃったのでしょうか。

○事務局

個別の方について公表されていないことからお話できませんが、令和4年度統計からは、警察統計において少し細かい内容が出ておりますので、今後、そのような分析もできるようになるかと思っております。

○時館委員

なぜこのような質問をしたかという点、私がLGBTを抱えた方を担当しており、岩手県はケアや医療等が遅れているという意見をいただくこともありましたので、性的マイノリティの方に対するケアについて、今後、取り組んでいかなければならないと思っておりました。

○会長

はい。ではお願いします。

○事務局

本件につきましては、別途、今年度、保健医療計画を策定しており、その中の精神疾患の部分で支援が必要、治療が必要という御意見を様々ないただいておりますので、この自殺のアクションプランと保健医療計画の整合性も図りながら整理をしていきたいと思っておりますので、引き続き御意見があればいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。あとはいかがでしょうか。よろしいですか。事務局は特に補足とかはいいですか。どうもありがとうございました。

では、次第に沿って次の議題に入りたいと思います。

次は、(2)岩手県障がい者プラン(岩手県障がい者計画)素案について事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料2、3に基づき説明

○会長

はい。ありがとうございました。まず、現状の説明をしていただきました。この部分についての御意見、御質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。

○時館委員

多様な就労の場の確保について、B型事業所は結構出来てきているが、A型事業所は敷居が高くなっているように感じています。精神障がいをお持ちの方が増えてきている状況もあり、できればA型とB型の間の位置づけのもので、週5日では厳しいが、福祉的なサポートを受けながら週3日や4日であれば働きたいという方を救い上げることができたらと思っておりました。

一般就労でも理解が進んでおり、障がいをオープンにして働いている方も増えてきていたり、10数年前とは異なってきていると感じております。

○会長

ありがとうございます。現場からの貴重な状況だったと思います。これについていかがでしょうか。

○事務局

御意見いただきありがとうございます。

お話いただきましたとおり、A型が雇用契約に基づき最低賃金が保障された労働関係法令が適用される福祉的就労の場であり、B型はそのような就労が難しい方々について、福祉的な支援を受けて、労働関係法令を受けずに就労する場となりますが、その間にいる方々に多様な就労の場を提供する必要があるというのは、御指摘のとおりだと思います。私ども、自立支援協議会の専門部会として就労支援部会を設けておりますので、本県の現状分析を踏まえた福祉的就労の充実について検討していきたいと思っておりますし、制度に関しましては必要に応じて国の方にも要望の声を上げていきたいと思っております。

大変ありがとうございます。

○会長

よろしいでしょうか。

○時館委員

はい。

○会長

あと、いかがでしょうか。お願いします。

○伊藤委員

A型、B型、生活介護など様々あるわけですが、私の住んでいる地域の状況を見ますと、家にこもっている方は少なく、何らかのグループに参画をしております。ただし、地域差があり、北上周辺であれば色々な企業等があるが、県北の地域ではA型など就労の場が少ないことから、生活介護やB型等において週5日、日々それなりに自分なりに楽しんで生活をしている。

次に工賃についてですが、B型ですと月額1万8千円から2万円程度で対応いただいているのではないかと思います。施設間の格差もありますが、農福連携に力を入れていただき、施設の指導員に研修等をさせながら受け入れ実施するのが良いのではないかと感じております。指導員も利用者も共に楽しんでいけるような体制が良いのではと思ってやっています。

ただ、最近、ひきこもりの方が増えており、そういった方々をどのように施設に呼び込むかということにつきましては、指導員もかなり勉強しないと対応できない状況となっております。そういう面の指導員の養成等があれば、幾らかでもレベルが上がってくるのではと思っております。

○会長

ありがとうございました。今の御意見に対して事務局からお願いします。

○事務局

御意見をいただきましてありがとうございます。

今、お話いただきましたひきこもりの支援が重要というお話はまさにその通りでございます。ひきこもりに関する取組につきましては、国で今年度調査を行い、来年度中に支援者マニュアルが作られる動きがあること、また、直近で言いますと、令和4年度から相談を市町村でも受けることができるようになり、より地域に近いところで相談支援ができるような流れになってきております。

一方で、ひきこもりの方が外に出てくるまでの過程について直接支援されている方からお話を伺うと、出てくるまでが大変だというお話を伺っております。県では、精神保健福祉センターにひきこもり支援センターを設置し、保健所をランチのような形としております。御家族が御相談にいらっしゃるところからスタートし、家族会でお話をしながら、御本人が当事者会に参加できるようになれば、そこから就労を希望される場合は就労に、医療的な支援が必要であれば医療に繋ぐといった取組を今も実施しておりますが、まずは出てくるまで、あとは把握が難しい部分について、国の動きも見ながら、適宜対応を強化していきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○会長

はい。では続けて事務局からお願いします。

○事務局

障がい者の就労につきましては、例えば雇用率の段階的な引き上げや、支援学校の卒業生に対する支援など年々進んでおりますが、特に B 型の事業所におきましてはどのような作業をしていただくのか、何に取り組んでいくかなど日々悩んで運営されてると思います。

県が県社会福祉協議会に委託をしておりますコーディネーターもおりますので、自分の施設に合った運営等を御相談いただければと思いますし、利用される方々も一定の状態ではないことも当然あると思いますので、その見極めや特性に応じた支援がどのようにできるのかというところは、県としてもこれからも研究していきたいと思います。

○会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。はい。あといかがでしょうか。

○阿部委員

障がい者の暮らしやすい住まいづくりの推進ですが、例えば、県営住宅など身体障がい者の方が借りることについては割と出ているようですが、見えない障がいの方たちに対してはどのような状況になっているのでしょうか。

○会長

はい。事務局からお願いします。

○事務局

すみません。見えない障がい者というのは視覚障がいのある方についてでしょうか。

○阿部委員

高次脳機能障がいの方や難病の方など、就労が難しいが自立して暮らしたいという思いを叶えるためには、できれば民間の賃貸よりは県営住宅とか借りることができればと思いますが、身体的な場合はよく条件等に出ています、そういう方達の現状はどのようなになっているのでしょうか。

○会長

はい、お願いします。

○事務局

私どもは施設から地域生活への移行ということの一つ課題として掲げており、自立支援協議会の専門部会に地域移行部会というのを設けておりますが、これまでは住まいの場としてグループホームを中心に議論してきた傾向があるかと思っております

身体障がい者以外の方々が公営住宅をお住いの場として活用するときに、どのような支援が必要なのかという事につきましては、御意見を参考としながら議論を進めていきたいと思っております。

○会長

よろしいですか。あとはいかがでしょうか。

この後、新しい計画の説明においてまた御意見伺えるかもしれません。それでは事務局から次期プランについて説明をお願いいたします。

○事務局

資料5, 6により説明

○会長

ただいまの説明について何か御質問や御意見がありましたらお願いいたします。私から一つお伺いします。

今の説明の中で、手話に関する条例化のお話がありましたが、もう少し説明していただけないでしょうか。

○事務局

令和元年の県議会におきまして、岩手県手話言語条例の制定を求める請願が採択され、その後、条例制定に向けて様々な検討や協議を進めてまいりましたが、今年度中に条例を制定しようということで今作業を進めているところです。

全国的にも同様の条例が制定されており、県としても必要なものと考えておりますので、早期制定に向けて取り組んでいきたいと思っております。内容としては、手話を使用しやすい環境の整備や人材養成をしていくという内容にしたいと考えております。

障がい者プランにおきましては、今後、検討を進めていく中で、詳細に記載をさせていただければと思っております。

○会長

わかりました。どうもありがとうございました。あと、委員の皆さんから。

○伊藤委員

はい。今の話題に関連いたしますが、私自身、作業所の経営をやっておりますが、お話をすることが難しい方から、来年3月に学校を卒業後に作業所に来たいというお話を受けており、その方を受入れるため、手話ができる職員の養成が必要かと思っております。

○会長

ありがとうございました。ただいまの御意見について事務局からお願いします。

○事務局

ありがとうございます。

例えば、視覚障がいのある方など様々な障がいをお持ちの方がいらっしゃいますけれども、法律で合理的配慮が求められており、特にも行政が求められている立場でございますけれども、その合理的配慮の範囲をどこまで求めることが妥当なのかというのは非常に難しいところです。

就職をすれば、就職先の事業所や企業において配慮が必要となりますが、可能な範囲で、その方の希望も伺いながらどこまでできるのか、何をしなければいけないのかということを決めていかなければいけないという難しさがあります。

過重な負担をかけるというわけにはいかないと思いますが、県としても啓発であったり、判断基準はこれからもPRをしていかなければいけないと思いますし、意思疎通支援の派遣が働いてる方にはなかなか難しい制度設計となっている部分もございますので、県としてどういう取り組みができるのか、人材養成をどのように行っていくのか等、これからも検討



していきたいと思います。御意見ありがとうございました。

○会長

はい。引き続いてお願いいたします。

○伊藤委員

手話について、我々、地域社会、親も含めて、行政と共に受入体制をしないと、県の条例にそぐわないというふうになりますので、そのようなことを今考えているところでございます。そういう現状ですからともに何とかしてあげたいものだなという気持ちでございます。

○会長

ありがとうございました。あと、他に委員の皆様いかがでしょうか。

引き続いて手話に関するお話ですが、ある聴覚障がいの方から、「国会の中継における手話はよく分かるが、県議会の手話は分からない部分があり、手話通訳の高いレベルでの対応をぜひお願いしたい」というお話を伺いました。音を訳するのではなく、意味の翻訳ができるようにというお話がありましたので、施策を進めていくなかで御配慮いただくと良いかと思った次第です。このお話については回答は必要ありません。

あと皆様いかがでしょうか。お話を聞いていただける会議ですので、ぜひこの機会にお話いただくと良いかと思っております。はい、お願いします。

○阿部委員

小児の医療についてですが、療育センターはこの広い岩手県の中で中心的な組織であり、小児慢性の方たちの治療の拠点でもありますが、沿岸や県北など遠方からいらしての方や御家族が宿泊できる場所、ホテルとかではない例えば療育センター内などどのような状態になっておりますでしょうか。

○会長

事務局からお願いします。

○事務局

泊まれる場に関しては、国立花巻病院や国立岩手病院それから釜石病院に関しては憩いの家という施設がございまして、泊まれる場が整備されておりますが、療育センターに関しては御指摘のとおり整備されていない状況です。

このあたりに関しては、皆様のニーズをお聞きした上でどのようにするか勉強していきたいと考えております。

○会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

○阿部委員

はい。やはり子供たちにとって治療だけでも大きな負担ですし、親と離れる、家から離れるということも大きな負担となりますので、ぜひ県の方で対応していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。あと、いかがでしょうか。

○時舘委員

アルコール健康障害とギャンブル等依存症について、当院でも今年から「ボヤージュ」というギャンブル依存のケアを立ち上げてやっております。医療の立場から情報提供いたしました。

○会長

はい。ありがとうございました。事務局から御意見を頂ければ。

○事務局

ありがとうございます。貴病院におかれましては、ギャンブル等依存症の対応病院となつていただいておりますが、県としてはそのような拠点病院を今後増やしていければと考えております。貴病院の取組等も参考にさせていただければと思います。どうぞよろしく願います。

○会長

ありがとうございました。あといかがでしょうか。

それでは私の方から、読書バリアフリー法が制定されておりますが、最近の ICT や AI 技術の進展から、ある部分で技術的に進むのではないかと感じております。ここは施策の協議なので、技術について議論するのはなかなか難しいのかもしれませんが、この 1、2 年ですごい進歩というか変化が生じています。施策はどうしても最低限のところをしっかりと作っていくということですが、最先端の技術について何か計画に記載する等ありますでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。

情報アクセシビリティの関係で、技術の活用についてのお話だと思います。意思疎通支援など割と人的資源を中心とした支援をしているところですが、課題として、そもそも担っていただく方が高齢化などで減少傾向にある中で、それを代替するような形で ICT を活用した意思疎通支援というのは非常に重要なことだと思っております。

先日、視聴覚障がい者情報センターにおいて、視覚障がいをお持ちの方々の意思疎通支援機器の展示を開催いたしました。このような形で、ICT の活用についても機器の照会や活用方法等の周知について取り組んで参りたいと思ひますし、計画の記載については検討してまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

○会長

はい。あと、いかがでしょうか。はい、お願いします。

○阿部委員

ピアサポートについてですが、高次脳については岩手リハビリテーションセンターや栃内第二病院、イーハトーブさんを中心として、高次脳に関する様々な勉強会やピアサポート

の養成講座など積極的に行っていただいております、おそらく全国の中でも注目されていると思います。例えばピアサポートの養成講座についても、当事者、家族、支援者というところで、組織がしっかりしておりますので、三者それぞれの立場でピアサポートや高次脳について考え、サポートすることができています。

この活動というのがこれから高次脳については岩手において重要になってくると思いますが、それぞれの障がいにおいてもピアサポートについては注目されていると思いますが、難病については病気が重い方や受ける立場の方たちが多く、支援者や家族の立場でなかなかピアサポートを理解して学ぶことができない。やはり家族は毎日生活を共にしておりますし、老いていく親の立場や未来のある難病の子供たちを育てている方々など、高次脳とは異なり支援という形で表立って出てこない状況です。

岩手県においては全国に先駆けて難病連を作っていただいたり、相談支援センター等もありますが、本県の広さに対してふれあいランド内のスペースではピアサポートの活動までなかなか行き渡らないと思います。人間的なものや組織的なもので補えてないと思うので、そちらの方も広く目を向けていただければと思います。

○会長

ありがとうございました。では事務局お願いいたします。

○事務局

はい、ありがとうございます。

相談体制や場所の問題については、難病連さんからも御意見、御要望いただいているところ です。ふれあいランド内のスペースについては、相談スペースであって、いわゆる事務スペースではないことや、同施設内にある研修室や相談室は常に埋まっている状況ではないため、そういうところもうまく使いながら、活動をしていただければとお話し合いをさせていただいた経緯がございます。

全県で活動されている中で、その場所に来られないという方もいらっしゃるから、巡回相談のような形で実施されているということもお聞きしておりますが、お話につきましては、担当課の方にも伝えておきたいと思います。ありがとうございました。

○会長

はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。あといかがでしょうか。

そうしましたら次期のプラン素案についてはよろしいでしょうか。

それぞれの現場或いは関係のところからの細かい具体的なことでも構わないと思いますがいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

今日は色々とお意見が出ました。その御意見を踏まえて、県においては計画策定を進めていただくようお願いいたします。

そうしましたら、ここで議事を終了させていただきたいと思います。

どうも御協力ありがとうございました。では進行の方は事務局の方にお返しいたします。

○事務局

狩野会長、委員の皆様大変ありがとうございました。

次に次第のその他につきまして、せっかくの機会ですので、皆様から何か御意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今後の取り扱いについてでございます。

本日御協議いただきました、岩手県障がい者プランにつきましては、本日の協議会における委員の皆様の御意見等を踏まえて整理した後、パブリック・コメント等を実施いたします。

その御意見等を踏まえ、最終案を取りまとめ、次回2月から3月頃に予定しております第2回の本協議会におきまして御協議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、令和5年度第1回岩手県障害者施策推進協議会を終了いたします。

本日は長時間にわたり御協議、御議論いただきまして、誠にありがとうございました。